

審査基準

基準の名称	母体保護法施行規則		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要	
母体保護法	15条の2	受胎調節実施指導員の講習の認定	
基準の内容			
<p>母体保護法施行規則 (認定の申請)</p> <p>第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 実施者の住所、氏名及び履歴（実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為）二 講習の名称三 実施の場所四 使用施設の概要五 期間及び日程六 受講者の資格及び定員七 各授業科目の時間数八 講師の氏名、履歴及び担当科目九 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録十 成績審査の方法十一 経理に関する事項十二 その他必要と認める事項 <p>(認定講習の認定基準)</p> <p>第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 受講資格は、助産師、保健師又は看護師であること。二 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。三 受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。四 講習に必要な施設及び設備を有していること。五 運営の方法が適正であること。			